

理事及び監事の権限

（理事の権限）

1. 理事会招集請求権・理事会招集権

招集権者を定款で定めているときは、招集権者（理事長）以外の理事は、招集権者に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる（法 45 条の 14 第 2 項）。

また、当該請求があった日から 5 日以内に、当該請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、当該請求をした理事は、自ら理事会を招集することができる（法 45 条の 14 第 3 項）。

（監事の権限）

2. 監事の調査権

監事は、法人の業務監督及び会計監査を行うことを職務とし、その職務の遂行のため、いつでも、理事及び当該社会福祉法人の職員に対し、事業の報告を求め、また、社会福祉法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

3. 理事会招集請求権・理事会招集権

監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をする恐れがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認める場合において、必要があると認めるときは、招集権者（理事長）に対し、理事会の招集を請求することができる。

また、監事による招集請求の日から 5 日以内に、監事による招集請求の日から 2 週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合には、招集請求をした監事は、自ら理事会の招集をすることができる。

4. 評議員会への出席

監事は、必要があると認めるときは、評議員会に出席して意見を述べることができる。

5. 理事の行為の差止請求権

監事は、理事が法人の目的の範囲外の行為若しくは法令又は定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をする恐れがある場合において、当該行為により法人に著しい損害が生ずる恐れがあるときは、理事に対し、その行為をやめることを請求することができる。